



島根県報

平成17年 8月26日 (金)
号外 第 78 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

選管告示

衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日	1
衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示することができる区画の数	1
衆議院小選挙区選出議員選挙に関する選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧の期間	1

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第54号

平成17年 9月11日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第5項の規定によりポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定める。

平成17年 8月26日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

平成17年 8月30日

島根県選挙管理委員会告示第55号

平成17年 9月11日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示することができる区画の数を次のとおり定める。

平成17年 8月26日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県第一区 区画の数 8

島根県第二区 区画の数 8

島根県選挙管理委員会告示第56号

平成17年 9月11日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙に関する選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧の期間を次のとおり定める。

平成17年 8月26日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

被登録資格の決定の基準となる日 平成17年 8月29日

ただし、年齢による被登録資格の決定の基準となる日 平成17年 9月11日

登録を行う日 平成17年 8月29日

縦覧期間 平成17年 8月30日

